

# 大津市ガスはお客さまと共に歩んで 80年。

## これからもくらし支えるパートナーとして皆さまと共に着実に 歩んでまいります。

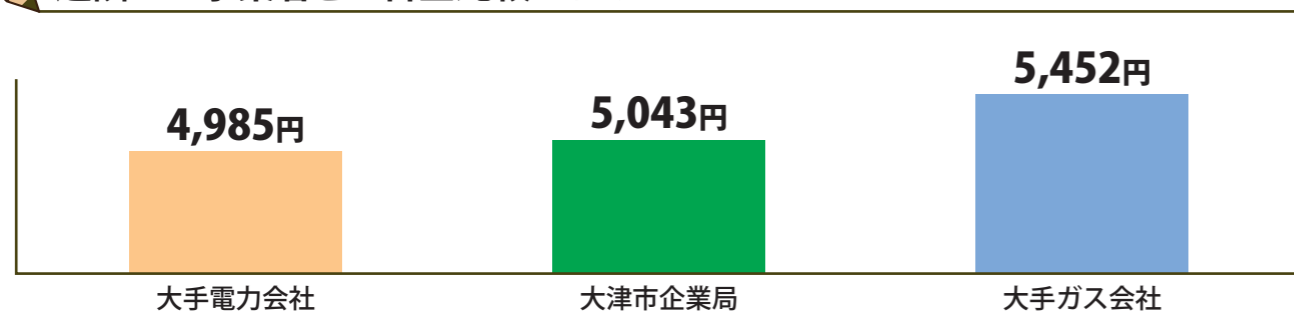
平成29年4月から、都市ガスの購入が全面的に自由化され、お客さまがご家庭でご使用される都市ガスは、国に登録されたガス会社から自由に購入できるようになりました。

しかしながら、4月時点では、大津市企業局のガス供給区域に、一般家庭への新規ガス会社の参入はなく、ガス会社をお選びいただくことは出来ない状況です。

各ガス会社の一般家庭向けの供給エリアの詳細は、資源エネルギー庁ホームページで公表しています。  
【[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/gas/liberalization/retailers\\_list/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/)】

大津市企業局では、これまでと同様に他のガス会社と比較しても低廉な料金で、皆さまに都市ガスをお届けしています。

### 近隣ガス事業者との料金比較(企業局調べ)



※一般契約で33㎡使用した場合の平成29年4月の料金

事業者	料金表	基本料金	従量料金
大津市企業局	料金表B	1,041.94円	121.25円
大手電力会社	料金表B	1,243.70円	113.39円
大手ガス会社	料金表B	1,337.40円	124.70円

料金には消費税等相当額、原料費調整額を含みます。

※33㎡/月は平均的なご家庭での使用量です。実際の金額はガスの使用状況や原料費調整制度等により変動します。

### お客さまへのお知らせ

#### 1 ガス自由化に伴い、各選択約款を一部修正しました。

変更後の約款は企業局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。  
企業局ホームページへは【<http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/price/gas/index.html>】  
または右記のQRコードからアクセスしてください。



#### 2 平成29年4月1日以降の開栓手続きについて

平成29年4月以降に企業局と新たに都市ガスを契約される場合は、ガスの使用開始希望日の**5日前まで**にお客様センター(☎077-528-2603)へご連絡ください。

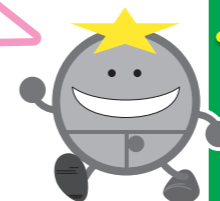
※企業局以外の小売契約の申込みについては、各社にお問い合わせください。

## 大津市企業局のSSS(スリーエス)…それが最大のサービスです。

大津市企業局にはセット割引や家事サービスはありません。でも、大津市のガスをおススメするには理由があります。それはこれまで培われた3つのS(エス)による実績と自信があるからです。

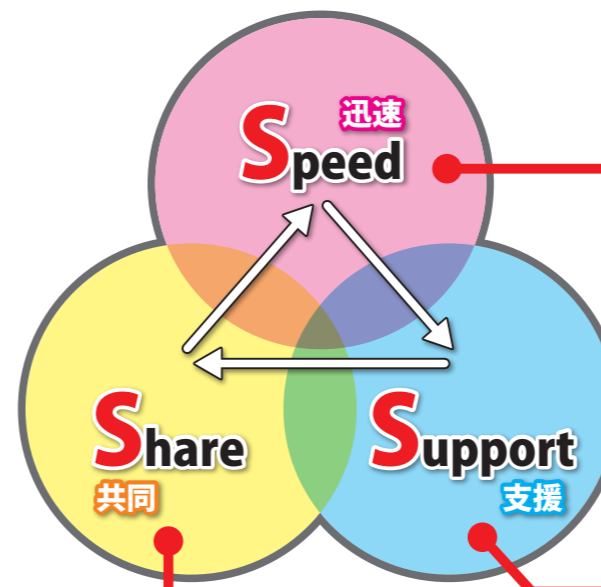
### ココに注目!

緊急車両に書かれている「緊急」の文字は、よく見ると反転してるんやで〜。これは前を走る車のバックミラーに写ったときに読みやすいようになってるんやで!!



### 24時間体制の緊急対応

企業局安全サービス課では水道、ガスの故障や事故などの緊急時に備えて24時間いつでも対応できる体制を整えています。また、4月からは下水道についても修繕の相談を受け付けています。



### ガスの安全点検

ガス配管や機器に異常がないかを約4年に一度点検を行っています。また「高齢者宅安全点検」も行っており、安心・安全のまちづくりを目指しています。



### 3事業による共同体制

企業局では水道・ガス・下水道の3事業を行っています。開栓などの受付はもちろん、請求もまとめて行うのでわかりやすくなっています。

### 企業局お客様センターでは、下記の業務を取り扱っています

- ①使用開始・中止のお申し込み
  - ②お支払い方法変更のご相談
  - ③ご使用者名、通知の送付先変更
- 電話受付は土・日・祝日も行っています!(年始除く)



お問い合わせ先

- 企業局とのガス小売契約、料金や使用開始・中止について…… お客様センター ☎077-528-2603
- ガス小売全面自由化について…… 営業推進室 ☎077-528-2863